

別表1 受験資格及び試験の免除の範囲（主なもの）

（注）○印は免除される範囲を示す

| 免許職種 | 受験資格 | 免除の範囲 | | |
|--|---|-------|------|------|
| | | 実技試験 | 学科試験 | |
| | | | 関連学科 | 指導方法 |
| 全職種の中で、 職業能力開発促進法に規定する 技能検定職種に 対応するもの 〔 6 ページの 別表2を参照 〕 | 職業能力開発促進法による1級又は単一等級の技能検定に合格した者（技能検定合格証書の写しが必要） | ○ | ○ | |
| | 職業能力開発促進法による2級の技能検定に合格した者（技能検定合格証書の写しが必要）のうち、 (1) 大学において関連学科を修めて卒業し、その後1年以上の実務の経験を有する者 (2) 高等専門学校において関連学科を修めて卒業し、その後2年以上の実務の経験を有する者 履修内容・実務経験を確認します。該当する場合には事前にご相談ください。 | ○ | ○ | |
| 溶接科 | ボイラー及び圧力容器安全規則による特別ボイラー溶接士免許を有する者 | ○ | ○ | |
| 電子科 | 電波法による第一級陸上無線技術士の免許を有する者 | ○ | ○ | |
| 自動車整備科 | 自動車整備士技能検定規則による一級大型自動車整備士、一級小型自動車整備士、一級二輪自動車整備士、二級ガソリン自動車整備士、二級ジーゼル自動車整備士若しくは二級二輪自動車整備士、平成12年省令改正前の一級四輪自動車整備士又は昭和53年省令改正前の二級三輪自動車整備士の技能検定の合格証書を有する者 | ○ | ○ | |
| 自動車車体整備科 | 自動車整備士技能検定規則による自動車車体整備士の技能検定の合格証書を有する者 | ○ | ○ | |
| 航空機整備科 | 航空法による一等航空整備士若しくは二等航空整備士又は航空工場整備士の資格についての航空従事者技能証明書を有する者 | ○ | ○ | |
| 測量科 | 測量法による測量士の試験の合格証書を有する者 | ○ | ○ | |
| ボイラー科 | ボイラー及び圧力容器安全規則による特級ボイラー技士の免許を有する者又は電気事業法によるボイラー・タービン主任技術者の免状を有する者 | ○ | ○ | |
| 電気通信科 | 電波法による第一級総合無線通信士の免許を有する者 | ○ | ○ | |
| 事務科 | 公認会計士法による公認会計士試験の短答式による試験若しくは論文式による試験、平成15年法律による改正前の公認会計士法による公認会計士試験の第2次試験若しくは第3次試験又は税理士法による税理士試験に合格したことを証する書面を有する者 | ○ | ○ | |
| 臨床検査科 | 医師法による医師国家試験、歯科医師法による歯科医師国家試験又は獣医師法による獣医師国家試験の合格証書を有する者 | ○ | ○ | |

| 免許職種 | 受験資格 | 免除の範囲 | | |
|---------|---|-------|------|------|
| | | 実技試験 | 学科試験 | |
| | | | 関連学科 | 指導方法 |
| 介護サービス科 | <p>次のアからシに該当する者</p> <p>ア 児童福祉法による保育士登録証を有する者で、実務経験（*）を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>イ 保健師助産師看護師法による保健師免許を有する</p> <p>ウ 保健師助産師看護師法による助産師免許を有する</p> <p>エ 保健師助産師看護師法による看護師免許を有する</p> <p>オ 保健師助産師看護師法による准看護師免許を有し、実務経験（*）を有する</p> <p>カ 教育職員免許法による養護教諭の免許状を有し、実務経験（*）を有するか、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>キ 理学療法士及び作業療法士法による理学療法士の免許を有する者で、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>ク 理学療法士及び作業療法士法による作業療法士の免許を有する者で、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>ケ 社会福祉士及び介護福祉士法による社会福祉士登録証を有する者で、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>コ 社会福祉士及び介護福祉士法による介護福祉士登録証を有する</p> <p>サ 精神保健福祉士法による精神保健福祉士登録証を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>シ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律による保育教諭の資格を有する者で、実務経験（*）を有し、介護福祉士実務者研修（※）を修了</p> <p>（*）介護サービス科に関し7年以上の実務の経験を有する</p> <p>（※）社会福祉士及び介護福祉士法第40条第2項第5号の規定に該当（いわゆる「介護福祉士実務者研修」を修了）</p> | ○ | ○ | |

注1 交付手続中の合格証書が今回の受験申込期限までに交付されないことが明らかな場合、それに代わる書類（合格通知書や合格証明書など）で合格していることが確認できれば、合格証書を有するものとみなされます。ただし、技能検定合格者は、技能検定合格証書の写し以外の書類で代用することはできません。※整備士手帳・技能士手帳の写しは、証明書類になりません。

注2 いずれかの受験資格に該当し、かつ、他職種の職業訓練指導員免許証を既に取得している場合は、実技試験・関連学科・指導方法の全てが免除となります。

この場合、受験申請（職業訓練指導員免許証の写しは必要・受験手数料は不要）の手続を行うだけで、受験免除者となり、合格となります。